

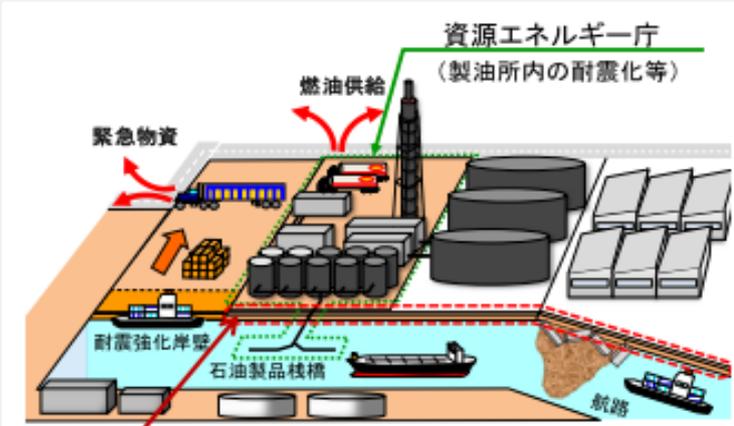
コンビナートに対策を行いたい

No.34

国土交通省、内閣府

税制優遇

(開始年度)平成26年度

<p>支援の名称</p>	<p>非常災害時におけるエネルギー物資の 海上輸送機能確保 (民有護岸等の改良に対する支援制度)</p>
<p>制度の 趣旨・背景</p>	<p>非常災害が発生した際に、コンビナート港湾におけるエネルギー物資の海上輸送機能を確保します。</p>
<p>制度の 内容</p>	<p>民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進します。</p> <p>■無利子貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付率 国：港湾管理者：民間事業者 = 3：3：4 <p>■税制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制措置 法人税の特例措置（特別償却（20%））、固定資産税の特例措置（5年間、課税標準2/3）
<p>対象と なる方</p>	<p>支援の対象となる施設は以下になります。</p> <p>■対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 無利子貸付、固定資産税への特例措置 耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場 法人税の特例措置 航路沿いの護岸、岸壁、棧橋  <p>民有護岸等の改良に対する支援制度の対象範囲</p>
<p>問い合わせ 先など</p>	<p>国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線46-723）</p>